

司会 お待たせをいたしました。ただ今より、第1回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の皆様、橋本知事より委嘱状をお渡しいたします。知事が委員の皆様のごところに参りますので、その場でお受け取りいただきたいと思います。

委嘱状手渡し

司会 それでは、開会にあたりまして、知事より御あいさつを申し上げます。

橋本知事 皆様こんにちは。このたびは南海地震に備えての条例づくりの検討会に、委員として御参加をいただき、まことにありがとうございます。

皆様方も御承知のことかと思いますが、県では平成15年度から南海地震対策を、県政の最重要の課題の一つというふうに位置付けまして、まずは自ら助ける自助、共に助けあう共助、ということに柱を置いて取り組みを進めて参りました。またこの間、国内では、新潟の中越地震や、福岡県の西方沖の地震が、また、海外では、インドネシアのスマトラ沖の地震や、パキスタンの地震がありまして、大変大きな被害が出ております。こうしたことから、県民の皆様方の、南海地震に対する危機感というものは確実に高まってきていると思います。

が、そうした危機感が、自主防災組織の立ち上げですとか、またお住まいになっている住宅の耐震改修だとか、いうことになかなか具体的な数字でつながっていかないという、もどかしさといいますが、危惧のようなものを私たちも感じております。

そこで、何とかこうした住民の皆様方が一般的に持っておられる危機感を、もう少し具体的な形で、この南海地震の問題に向き合っていただく、そういうきっかけづくりというものができないかなということを思いました。

一方、南海地震では、約9,600人ほどの方が亡くなるのではないかとという想定が出ておりますので、こうした死者の数、また被害の大きさというものを少しでも小さくしていくということが、大きなテーマになってまいりますが、それは、県や市町村だけではなくて、県民のみなさん、自主防災の組織、また企業など、それぞれのお立場で取り組んでいただかなければいけないということになります。

こうしたことから、この南海地震の被害を少しでも小さくしていくための仕組み、また役割分担等を、条例という形で定めていくことで、それをみんなの守るべき約束事というふうにはできないだろうか、こういうことを考えまして、その条例づくりを、昭和の南海地震から、ちょうど60年目にあたります今年、スタートを切るということにいたしました。

が、こうした条例は、県民のみなさんお一人お一人の命にもかかわってくるということになりますので、一般の県民の代表の方にも御参加をいただいて、いろんなテーマで御議論を積み重ねていただく中で、条例づくりを進められ

ばというふうに思いました。

そこで、公募という形で委員の募集をいたしましたら、4人の枠に対しまして、6倍ほどの応募をいただきました。それだけ、ある意味関心が高いということでもあらうと思いますし、またその際に御提出いただいた作文などを拝見いたしますと、この条例に対する皆様方大変熱い思い、また御期待ということが伝わってきまして、担当の者も大変励まされた思いがしたということをおっしゃっています。

検討会では、こうした県民の皆様方の熱い思い、期待というものを受け止めながら、それぞれのテーマごとの課題を探り、考え、議論を深め、それをまとめていくという、かなり幅の広い、大変なお仕事を皆様方をお願いをすることになります。けれども、これまでのいろんな活動を通じての御経験を活かしながら、是非とも南海地震に備えてのより所になるような、県民の皆様方よりどころになるような条例づくりが進むようにお力添えをいただきたいと思っております。

そのことをお願いをいたしまして、私の冒頭に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいいたします。ありがとうございます。

司会 知事は所用のため、ここで失礼させていただきます。よろしくお願いいいたします。

知事退席

司会 それでは、お互い今日初対面の方も多いためと思いますので、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。その前に、青木委員におかれましては、所用のため1時間ほど遅れるとの連絡をいただいておりますので、私の方から簡単に御紹介させていただきます。青木委員は、高知大学人文学部社会経済学科の教授をされておられまして、憲法学と教育法が専門でございます。青木委員には、到着された際に一言いただきたいと思っております。

それではお名前をお呼びしますので、順番にお願いいたします。岡村委員、お願いいたします。

岡村委員 高知大学理学部の岡村でございます。私は地震の長期予測ということで、活断層あるいは津波の堆積物から、どのような規則性あるいは法則性をもって地震がおこるんだろうかということを仕事にしている者でございます。4月から高知大学には、南海地震防災支援センターというものができまして、そのセンター長を勤めております。まだ具体的にはあまり動いておりませんが、これからはみなさんと一緒の場でいろんなことを考え、それからいろんなことを立案していこうと考えておりますので、そちらの方面もよろしくお願いいいたします。

今後とも長いこととなりますが、よろしくお願いいたします。

司会 小野委員、よろしくお願いいたします。

小野委員 小野と申します。よろしくお願いいたします。私は消防団に入っておりまして、現在18年目ですが、必ず来ると言われておりますこの南海地震、自分の時は来ないかも知れませんが、こどもとか孫には必ず来ると言われておりますので、今日もビデオを見ておりましたら、東海地震、東南海、南海地震は、仲良し3兄弟ということで、この三つが来たらどんなになるだろうかと本当に思っております。でも、こうして条例づくりができることはうれしいですし、お役に立てないかもしれませんが、一生懸命皆様に教えていただきながら、やっていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございました。武市委員、よろしくお願いいたします。

武市委員 武市と申します。私はたまたま3年前から車イスになっております。それまでは高齢者の方とか、障害者の方のコーディネーターを勤めてまいりました。たまたまこういう自分が車イスになって、また違った立場で発言ができるかと思っております。私は小さい頃、祖父から「もし地震が起きたらあの山に逃げるんだよ」というふうにずーっと言われて育ってまいりました。たまたまそれは高知ではなくちょうど隣の徳島県なんですけども、そういうふうに幼い頃、祖父が言ってたなあということが今蘇ってきます。

これがまた高知で起こってきたときに、私たちははてさてどこへ逃げようか、ということになってくるので、こういう条例づくりの場に、本当に責任あることで私でいいのかなと思ながら今日やって参りました。

また、長くなりますけども、みなさんどうぞよろしくお願いいたします。

司会 どうもありがとうございます。続きまして、土居委員、よろしくお願いいたします。

土居委員 赤十字の土居でございます。よろしくお願いいたします。救護活動のコーディネートの仕事をしていますが、その前にできるだけ仕事を少なくしたいということで、仕事をいかに少なくするためにどうしなければならないかということで、各地域を回りまして減災に関する予防対策をすることが、私が仕事が少なくなるのかなということで動いております。よろしくお願いいたします。

司会 半田委員、よろしくお願いいたします。

半田委員 こんにちは、高知県社会福祉協議会の中にある高知県ボランティア・NPOセンターの半田と申します。災害ボランティア活動の支援活動をしております。

災害が起こると、地域内外から、有志の方が復旧・復興のために訪れて来ます。その方々の思いとか力を被災地のニーズと繋げていく災害ボランティアセンターの設置とか運営とかいう活動をしてきました。98高知豪雨・2001西南豪雨のほか、県外では東海豪雨とか中越地震とかでお手伝いしております。

もう一つ、社会福祉協議会という点でいきますと、やはり地域福祉ということになってきます。いろんな地域を見てまして、地域防災とか地域福祉とかいわれておりますが、防災に強い地域は地域福祉も充実しておりますし、地域福祉が充実しているところは災害にも強いというところがありますので、災害発生時や直後の助け合いがうまくいくような支援も我々の仕事だと思っておりますので、またみなさんのいろいろ知恵を聞かせていただいて、よりよい条例づくりとともに我々の業務にも活かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会 久松委員、お願いいたします。

久松委員 久松と申します。この名簿では、商工会議所の工業部会長となっておりますけれども、仕事は、布師田の機械工業団地にあります株式会社太陽の社長をしております。仕事は農業機械の部品の耕耘爪というものを作っています。企業の立場からということで委員にさせていただいてます。企業の立場からいたしますと、いろいろ、当社でも自主防災組織みたいなものは作っておりますけれども、なかなか具体的なお金をどんどん入れてということまではいかないのが現状です。そこらへんのことをまた勉強させていただいて、意見も言わせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。細川委員、よろしくお願いいたします。

細川委員 失礼いたします。高知県小中学校PTA联合会の方で母親委員長をさせていただいております、細川と申します。昨年でしたが、こちらにいらっしゃいます岡村先生をお招きしまして、私どもの中学校で講演していただきました。その時は本当に危機感を持ってやらんといかんなと親子が考えたのでございますが、どうも現実味を帯びてなくてそこらへんが心配であります。

県P連として、ひとつの大きなボランティア組織というものがどういうふうに活動していけばいいかなということを考えながら、ここで皆様にたくさんのことを教えていただいて、こども達の幸せのため、また県民の一人として、どういうふうに取り組んでいくかということを考えながら、と同時に、私は看護職をしておりますので、患者さんをどういうふうにしたら安全に、また命を守るかということを考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。上田委員、よろしくお願いいたします。

上田委員 公募委員の上田でございます。私は、野市町のみどり野地区の自主防災防犯連合会の代表をしております、地域の中で防災防犯の活動しております。それで、自主防災のメンバーの方の熱心な取組とか、あるいは住民参加の訓練の中で、いろんな課題が分かってきておりました。そんな関係で、今回一県民として公募委員に応募したわけでございます。それと、私の前の職場が高知県警察本部でございます、警察署長とか、交通部長、刑事部長という職を勤めて参りました。その仕事の中で、県民の生命身体財産を守るという仕事に携わっておりましたので、そういった経験もこの条例づくりに活かしたらなあという思いもございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 多賀谷委員、よろしくお願いいたします。

多賀谷委員 高知高専テクノフェローというところでボランティア的に働いております多賀谷と申します。この法人は、高知県の工業会とか、あるいは高知高専のためにやっている公益法人です。私は2年前までは高知高専で防災や環境とかを教えておりました、今も非常勤ということで一応教壇には立っております。私は主に防災ということなんですが、何しろこういうことというのは、実際ものを見なければまずいだろうと言うことで、11年前の阪神淡路大震災、一昨年の中越地震、スマトラ地震を現地まで行きまして、いろいろと状況を見て、工学的にどう考えるか、みなさんがどういうお気持ちなのかということ色々お話を聞いて、そういったことから高知県でも起こるだろうという南海地震について、少しでもお役に立てればということでやってまいりました。

私はもうひとつの面がございまして、実は世の中でいう、いわゆる老人の部類に入っております、そういう立場での発言も少し出さしていただきたいというふうに思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。西坂委員、よろしくお願いいたします。

西坂委員 はじめまして、西坂と申します。昨年の6月に高知に引っ越してまいりまして、高知での生活が1年足らずということになります。私は地震ということに関しましては3回ほど接点がございます。まずはじめは私自身が神戸の出身で、実家、家族ですね、震災を経験しております。私自身は大学生で県外にいましたので、直接経験はしていないんですけども、その後すぐに帰りまして、町や建物が崩れている様子というものは今も心の中にあります。その後ですね、大学院で、法律を専攻しておりましたので、震災と借家ということに関して若干調べたりしたこともございます。その後、兵庫県の広報専門員という職があるんですけども、地震だけに限らないんですけども、県の施策をPRするような広報の仕事に携わっていたということもありまして、県の取り組みというもの若干

勉強させていただきました。高知での活動というのは本当に何もしていない状況ですが、みなさんのお知恵とかお考えを勉強させていただきたいと思ひまして、この委員に応募させていただきました。あとですね、私妊娠中でございまして、8月に出産の予定なんですけど、本当に勝手ながらその前後お休みをいただく期間が多少あるかと思うんですけど、是非御理解の上、よろしく願いいたします。

司会            ありがとうございます。藤原委員、お願いします。

藤原委員        公募委員の藤原亨と申します。私ももともと県外の出身なんですけど、13～4年、前に高知に参りました。それ以前、幼い時の体験ですけれども、土砂災害、土石流ですね、で家が流されたり、また水害、また知り合いの家が火事で、消防団員でも何でもなかったんですけど駆けつけて消防ホースを使って消す、消すといっても消えないですよなかなか、住宅密集地の中での火災でした。類焼が防げないという体験をしたこと、そして学生時代、神戸におりまして、懐かしいところが阪神淡路大震災で大きな阻害を受けました。そういう根っこがある中で、実は今三里地域、仁井田に住んでいるんですけど、三里地域の中で防災とか、ど素人です。ど素人の中で今児童養護施設の施設長をしておりますけれども、子ども達を預かる、これは命を預かることであるし、また地域の一人としての側面も当然でございます。そういった中で、今から約10年前、まず始めてみようということで三里防災フェアというのを、素人ながら主催として開催させていただいております。

当然その中では、消防関係、また日赤関係の方、当然そういう専門家の方々の力をお借りしないとイケないんですけども、直接防災とか、そういったものに関わりのない地域の諸団体の方にも協力していただく、またその輪が広がっていくところに、自分は続けることに意味があるのかなと。また実は一回目というのは100人もいない状況で、スタッフの方が圧倒的に多かった、そこから、どういう工夫をしたら参加してもらえるか。10年前には、正直南海地震のこと、津波のこと、ここまで声が周りにもなかったと思います。その中でも近年いろんな情報が豊富になってきて関心も深まってきた。そこに少しでも何か自分のできることをして、この防災フェアを今中心にやっておりますが、ただそれが狭い視点になってはイケないというところで、こういう公募の機会を得まして、参加させていただいた所でございます。素人として、また素人ながら何かやろうとする、そういう立場、また一住民、また子ども達の命を預かる立場としても関わらせていただければと思ひました。

どうぞよろしく願いいたします。

司会            ありがとうございます。ちょうど青木委員が今到着されましたので、自己紹介をお願いいたします。

青木委員 大学の校務でちょっと遅れました。高知大学人文学部の青木と言います。専門は法律で、地震ということについて、勉強の蓄積がありませんので、これから忙しい部分もあるんですが、勉強させていただいて、自分なりに、高知に住む市民として考えなきゃいけないことを一生懸命考えるということにしたいなと思います。

あとは法律が専門ですので、条例づくりということで御指名いただいたので、条例づくりの時には、あんまり奇をてらってがんばりすぎてもいけない、無理しないで、かつみんなががんばれるというか、防止ないしは、みんなが力を合わせてネットワークが作れるような条例づくりに協力させていただきたいと思っています。

司会 どうもありがとうございました。続きまして、これからしばらく委員の皆様とおつきあいさせていただきます、事務局も自己紹介をさせていただきたいと思っています。

事務局 この四月に危機管理担当理事として参りました中村と申します。これまでは情報関係とか、高齢者福祉、介護保険、それから保健所、福祉事務所、色々そんな分野にありましたけれども、皆様方とともに少し長い期間になるかと思いますが、いろんなお話も聞かせていただきながら、行政としての考え方も整理させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

高知県危機管理課で地震防災企画のチーフをさせていただいてます土居内と申します。よろしく願いいたします。

主幹の小溝です。よろしく願いいたします。

同じく担当の竹村です。よろしく願いいたします。

司会 あと2名ほどおりますが、外で受付しておりますので、先に、私、危機管理課長の坂本です。よろしく願い申し上げます。会長が選出されるまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは会議に移らせていただきます。まず、最初に、本検討会の業務について御確認させていただきます。資料2の高知県南海地震条例づくり検討会設置要綱を御覧ください。検討会の業務につきましては、第2条に定めますように南海地震条例案を作成し、知事への報告をもって完了することになります。検討委員の皆様には、条例案を作成するために、県民の皆さまからの御意見を条例づくりに反映させるための仕組みに関することや、南海地震条例の骨子案の作成に関することについても、御検討いただくこととなりますのでよろしく願いを申し上げます。また、本検討会は、広く県民の方々に南海地震条例づく

りを知っていただくため公開とさせていただいておりますのであらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。検討会の任務や会議及び議事録の公開に関しまして、後ほど議事において事務局より詳しく御説明させていただきます。

続きまして、役員の選出に移らせていただきます。資料2の設置要綱第4条を御覧ください。役員は、委員の互選により会長1名、副会長2名を置くことにしております。なお、委員の方は、本検討会をスムーズに運営するため必要な事項について協議するために、随時役員会を開催させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、これより互選によりまして役員の選出をお願いするわけですが、その前に、本日の会議は、委員12名のところ、全員の御出席をいただいておりますので、設置要綱5条2項の規定に基づきまして、成立しておりますので、まず御報告させていただきます。

それでは、役員の選出でございますが、互選の方法については、立候補または推薦という形を取ってはいかがかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

特に御意見ございませんでしょうか。

まず会長でございますが、会長のまず選出を行いたいと思っておりますが、どなたか立候補される方、あるいはこの方がいいだろうと御推薦等ございましたら、お願いしたいんですが。

沈黙

土居委員 事務局に案がありましたら、出していただければと思います。

司会 はい。立候補あるいは推薦の方がいらっしゃるようでございますので、事務局案を作成しておりますので、ここで提案をさせていただきます。会長といたしまして、高知県における地震研究の第一人者であり、各地域で自主防災組織の立ち上げにも御尽力いただいております岡村先生にお願いしたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

拍手

司会 岡村委員、会長就任ということで、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、副会長2名でございます。

これも立候補あるいは推薦がございましたらお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。特に御意見は。



土居委員 事務局に案がありましたら。

司会 はい。事務局といたしましても、一応案を持ってあります。まず、副会長のお一人は、憲法学の専門家でもあり、高知市の情報公開条例それに個人情報保護条例の審議会会長を務められた経験もあります青木委員にお願いをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

拍手

司会 もうお一方は、香南市みどり野で、自主防災組織リーダーとして御活躍いただいております上田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

拍手

司会 ありがとうございます。では、会長・副会長とも決定いたしましたので、ここで少し5分ほど休憩というこにさせていただきます、少し配席の方を直させていただきます。

休憩5分

司会 それでは会を再開したいと思います。

これから議事に入りますけれども、検討会設置要綱第5条で、会議は会長が議長となると定められていますので、これからの進行を岡村会長にお願いをしたいと思います。

その前に会長副会長に就任された、ということで、再度御挨拶をいただきたいと思えます。

岡村会長からどうぞ

岡村会長 みなさんからの御推薦で、会長という大役を勤めることになりました。またこの会は大変長丁場となり、全部全うすることが出来るかどうか自分なりになかなか不安なものがございませう。みなさん御協力どうぞよろしくお願いいたします。南海地震の被害は、県の推計では9,600人の死者、10万人近いけが人が想定されています。県人口が80万を切った状態の中で、これがいかに大きな災害であるか、我々はそれを迎え撃つ立場にございませう。それから、阪神大震災で、我々の防災の知識というものは根底から覆されました。それまでは枕元に飲み水と乾パンさえあれば、自分の命が守れるかのような幻想を抱いていたんですが、その6,434名の尊い命、その無念さを考えると、自分の暮らし向きあるいは自分の地域の安全ということがすべての基本だと。それができないと、命というものはいとも簡単になくなるんだということ、私たち

は歴史的な事実として学ばせていただきました。それから、南海地震に関しましても、高知県は少なくとも世界に例を見ない、8回の南海地震の記録というものが残っております。これが東南海、南海地震の予測にも、基本となるデータとして使われております。過去に何が起こったのかということは、よく分かります。このような災害は世界に2つしかありません。トルコ地震と、この南海地震2つだけなんです。そのうちの1つなんです。したがって、この9,600人の死者、10万人に達するけが人を、これからどのようにして減らしていくことができるかということが、県民一人一人の役割というか、役目だと思います。それに関して、みなさんのお知恵を拝借しながら、少しでも前に進めることが出来れば幸せです。

今後とも長丁場になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

司会 はい、ありがとうございます。続きまして青木副会長お願いいたします。

青木委員 さきほど御挨拶させてもらいましたけれども、本当にしろうとのスタートです。仕事柄新聞の切り抜きだとかは2週間に一回くらいするんですが、ぼちぼち少しずつ頭の中にいれていかないといけないなと考え、教育関係とか、自治とか、憲法の大きな事件だとかの、人の命だとかですね、そういうことについての切り抜きで溜めてはいますけど、災害は、昔ちょっとやったことがあるんですが、ほとんど今はしていません。週末空いていましたので、書棚を、ほとんど本で埋め尽くされているんですが、そこに2段ほど作って、少しずつ新聞の切り抜きと、そういうものの災害・地震だとかの情報をためて、頭の中にファイルボックスを用意せないかなという状況です。これから一生懸命やりたいと思います。隣にそういう面での専門家がいますので、それに皆さんのお知恵を色々いただいたのを、法律技術的なところでは色々ありますので、そういう約束事だとかで御協力させていただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。続きまして、上田副会長、よろしく願いいたします。

上田委員 先ほどお話ししましたように、私は公募委員で選ばれたわけですが、今回の県民の誰もが参加できる状況で選ばれたと。そういう意味で、大変重い責任も感じております。今まで地域で活動してきました経験なり、いろんな見識、そして住民の方々の悩みも含めて、県民の命を守る条例づくりに役立てていきたいと思っております。その上に、先ほど副会長に選任されまして、本当に重責だと感じております。会長を補佐しまして、委員の皆様方と協力して、本会の運営が円滑に行くように努力したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。それでは、会の議長は会長ということでございますので、岡村会長よろしくお願いいいたします。

岡村会長 それでは、私の方で司会進行を勤めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。早速ですけれども、会次第に従いまして、進めさせていただきます。本日の会の終了は17時ということで、まず事務局の方から、アの会議及び議事録の公開について説明をお願いします。

事務局 はい。まず、会議の公開に関しまして、御説明をさせていただきます。県では審議会などの会議の公開に関しまして、指針を定めており、審議会等は、原則として公開することとしています。ただ、情報公開条例に規定されます非開示情報に該当する事項を審議する場合など、例外的に、非公開とする場合もございます。本検討会は、県民の皆さまからの御意見を尊重しながら、南海地震条例に盛り込むべき内容を検討し、最終的に、条例の素案を作成することが役割ですので、県民の皆さまに検討会での議論の様子を知っていただきたいという主旨からも会議を公開とさせていただいております。御了承いただきますようお願いいたします。

なお、会議の公開に関する手続などに関しましては、傍聴要領という形で定めさせていただいております。資料ナンバーの3の「高知県南海地震条例づくり検討会傍聴要領」を御覧ください。

本検討会の一般傍聴席につきましては、他の審議会等の状況も参考にしまして、18席を下限とし、24席を上限とすることで定めております。

なお、本日は、広めの会場が手配をできましたので、傍聴席を24席準備しています。次回以降の回は、会場の広さや傍聴者の数を勘案して、18から24席までの範囲で、その都度、決定し、県民の方にお知らせすることになります。

なお、傍聴要領の2～6の項目については、傍聴の手続や遵守事項について一般的な事項を定めたものですので、説明については割愛させていただきます。

次に、会議録の公開について御説明させていただきます。

会議録は、各委員が、検討した内容を確認するために必要となりますが、県民の方には、検討会で、どのような議論がなされているかを、知っていただくために重要なものですので、発言された委員のお名前と併せて、発言内容もできるだけ要約せずに、作成をしたいと考えております。ただし、読みやすいように、最低限、文脈や表現などに手を加えさせていただき、議事概要という形で、公開をさせていただきたいと考えています。

なお、議事録の公開は、主に県のホームページ上で行いますが、各委員には、発言内容を御確認した上で、公開したいと考えておりますので、公開するまでに1ヶ月程度の期間を要するものと思われれます。このため、まず、簡単な会議の要旨を作成し、会議終了後できるだけ早くホームページに載せたいと考えております。

ちなみに、検討会の資料につきましては、同じものを傍聴者の方にも配付して

おりますし、ホームページ上でも公開することとしております。  
事務局の説明は以上です。

岡村会長 はい、ただいま事務局より、ア 会議及び議事録の公開について説明をいただきました。これに関しまして、御質問とか御意見がございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

発言なさった場合は委員の方の名前を入れて公開するということでございます。

よろしゅうございますか。では続きまして事務局からイの南海地震条例の作成のねらいについて御説明をお願いします。

事務局 資料ナンバー4をお開きください。

高知県として、南海地震条例を作成する狙いがどういったところにあるのかについて御説明をさせていただきます。

高知県では、平成15年度から県政の重要課題の一つとして、南海地震対策に取り組んでおりますが、予防から応急、復旧、復興までの総合的な対策までには、まだまだ、たくさんの課題がございます。現在は、直面する課題を一つ一つ整理しながら対策を進めているところです。同時に、県民の皆様や事業者の方々の南海地震への備えは、危機感の高まりとともに、少しずつ深まり、また、広がりを見せていますが、このことについても、まだまだ県全体の備えにはつながっていないと感じています。こうしたことは知事のあいさつの中でもお話をさせていただいたところです。

南海地震による被害を少なくするためには、行政はもとより、県民や自主防災組織、事業者など様々な方々に、それぞれの立場で地震対策に主体的に取り組んでいただき、現在の対策や備えを、継続し、さらに推進していくことが、不可欠だと考えています。

そのため、南海地震対策への取組の拠り所となる条例を県民の皆さまと作成し、互いの約束事として守っていくことが必要と考え、条例づくりに着手をしたところです。

ここで、資料の(1)から(3)ということで記載していますが、これについては、県が条例づくりに着手するに当たって、県としての考え方を整理をしたものです。

まず、(1)の「なぜ南海地震条例が必要なのか」に関しましては、南海地震に備えるためには、息の長い取組が不可欠ですので、長期的な政策を継続していくことを法的に担保していくためには、条例という形を用いて、どういう課題を、どういう考え方で、どの程度まで解決するのかを明らかにし、それを民主的な合意形成の過程を経て、県民の総意として最も尊重されるべきものとして位置付けることが必要である、と考えております。

次に(2)の「県民の方が南海地震条例づくりに参画するメリットはなにか」に関しましては、県民の方にとっては、条例づくりに参画することで、自分や家族、地域の人々などの命を守るために、必要なことを「知ることができる」、「提案できる」、「実現のためみんなと合意づくりができる」、この三つのメリットがあるのではないかと考えています。

また、県にとっても、県民の皆様とともに条例づくりを行う過程で、地震対策における県民の方の意識や地域の現状、課題などを把握する機会となりますので、どのような解決策がふさわしいかの手がかりを得ることができるのではないかと考えております。

次に(3)の「どのような地震条例をつくるのか」に関しましては、県民の皆様からは、「予防・応急・復旧・復興」に係わることや、「自助・共助・公助」に係わることといった、広範多岐にわたる御意見が寄せられるものと予想されますので、それらに対応するための総合的な内容の条例となるのではないかと考えております。

そして、条例の柱には、自助・共助を基軸に進め、さまざまな立場の方々と役割を分担し、連携をしながら行っていくという、高知県としての南海地震対策への基本的な考えは、是非、盛り込んでいただきたいと考えています。

また、この条例は、命にかかわる条例であることから、県民同士の約束事として守られ、実効性の持った内容としなければなりません。南海地震への備えは、時間や備えの深まりなどによって、重要なことが変わってくるのではないかと考えておりますので、見直しがされていくことを前提とし、現段階においては「今すべきことは何か」に答えた条例となるのではないかと考えています。

事務局からの説明は以上です。

岡村会長 ただいま事務局から、南海地震条例を作成するねらいにつきまして御説明がありました。質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。

今日は一回目ということで、かなり、ねらいとか目標とかいった説明が多くなっていますけれどもお許してください。

県民のためということを言われたんですけど、実際私たちが意外と見落としているのは、自分が被害者になるということは、とりもなおさず地域でそれを援護・介護する人が必要だと言うことですね。被害者になるときは、間接的な加害者になるということを実践的に考えなければならぬということを知っておかなければならないと思います。何もしないことが誰にも迷惑をかけないことではなくて、何もしないことが、迷惑をかけてしまう、ということも非常に重要だと思います。いかがでございましょうか。

はい、土居委員

土居委員 条例を作ることにに関して、県民に一つの意識をどういう形で徹底させるのか、という部分ですね。というのは、赤十字の動きの中で私たちがやかましく県民に広報やいろんなことを訴えてきているんですけど、アンケートを毎年取って

いるんですが、そのアンケート結果は未だ分かっていないけれども対策について実績が上がっていない、ということは見えているんですね。3年間取りまして。条例をつくるに当たって、条例に対する罰則があるのか、またどういう形の中で県民に条例を周知徹底をしていくのか、そういう機会を作るのか、それとこれに対する一つの評価ですね、というものを、最初ですからお話ししておきたいと思いますけれども。当然条例を作るに当たりましては、県庁の職員もそうですし、市町村職員の役割、当然企業、一般、すべての方がこの条例を作る中で実践をしなきゃ、命の確保、生命の確保というものは難しいわけです。いろんな文書が出てくるんですけども、なかなかこれが実践されないという中で、赤十字では人命救助の仕事量を減らす、そのためにはまずみんなに備えを実践してもらわなければいかんという中で、日夜がんばっているんですけども。そのところは夜間訓練ひとつやらなきゃいけないと言いつつながら、90何%の方がやれない、また行政もやらないということで、それは何故ですかと聞きますと、暗いところで動かしたらやはり怪我する、事故が起こるかもわからん。そういう裏面が結構見えてくるんですね。そんな人の中でこれを実践させていくためには、どうあるべきかと。

すべて人の心に訴えるわけですので、その考えが、やはり大きなものの重しがないとなかなか。岡村先生が県各地を回って、やかましく言っているんですけど、実際じゃあ私がその後につきまして、救護活動に対する技術を色々教えていくんですけども、なかなか集まりが悪い。いろいろ聞いてみると、分かっている、30年以内に50%の確立で発生というのは、まだわたしの時代じゃない、というふうに動かない。そのところを条例の中でやるのか、そこなあたりを一番最初にまず決めてもらいたいというふうに思っています。

目的はとにかく命を守り、地域を守り、財産を守り、いかに減災をするかということのためにこの条例を作るわけですけども、できてもそれが実践されていくか、フィードバックといいますか、そのあたりをどうしていけばいいのか、ということを確認しておきたいと思いますけれども。

岡村委員 御意見のとおり、決して条例というのは、まず行政が声をかけて、それでできたというものではない、具体的にそれが役に立つものでなければならぬ、またスローガンではなく実践的なものでなければならぬ、というのはこの条例を作るポイントだと思うんですね。できるだけそういうことは行政ということではなくて、正にフィードバックできないでいるシステムをどうやって打破していくか、これは県民自身の問題でございますので、行政がするにも限界がある。少なくとも、一人一人が、その仕組みを考えるのが正にこの検討会でないかと思えます。もちろん従来の条例というのは、そういう意味では、やらせるといった面が強かったのかも知れませんが、少しでも実際の行動へと繋げていってほしい。

今後どう考えていくのか、県民自身に自分のこととして理解してもらえるのか、それが正にこの条例の骨子だと思います。

上田委員 先ほどの土居委員の発言にも関連しますけれども、もちろんここに集まっておられる委員の方々は、南海地震から県民の命を守れるかと問い続けて、その気持ちをずーっと最後まで持続して行って、条例を策定するということになると思うんですが、まず一つは、県民の命を守るということは、たとえば、先ほど話が出ました9,600人の死者が出るということは、私たち、私の子ども、それから親しい友人も含め、県民のすべてが等しく死者にカウントされる可能性があるということなんですよ。だから地震発生の際にどこにいるかも分かりません。私のみどり野地区は家屋倒壊のおそれはあるが津波の危険はない、けれども津波浸水地域にいるかも知れない、そういうことを県民の一人一人に分かっていただく。分かっていただくためにコーディネーターとしての役割を果たすのが、自主防災組織のメンバーの人たちだと思います。私が活動の中で感じているのは、メンバーの全人格が住民に直接訴えていかなければ、人はみな自分の立場がありますし、人それぞれですから、住民は心からそれを乗り越えて参加しようかというにはいきません。そう考えますと、条例が住民に守っていただけるかどうかは、条例と住民をつなぐ自主防災組織の役割が極めて大きいと思いますので、その人選も含めてそのあり方を考える必要があります。

土居委員 南海地震が来る来る、または地震3兄弟が起こる、いろんな流れがあっているんな話を聞いているんですけども、自主防災組織を作らないといけないといいながらわずか32.6%、これが高知県の現状なんですよ。まあ、これに負けないでやらないといけないということでこの条例をつくらうとしているんですけど、なんか大きな、ここに、何かないと、机の上で作ったものばかりで実践されないような部分が、目の見えてるといったら怒られますけど、感じがしてならないんです。そのあたりの解決策を出していただければ、もう少し強いインパクトのある地震条例をつくらないと、不安に思っておりましたので、お話をさせていただきました。

岡村会長 条例に関する一般的な考え方で、結局そこが一番大事ですね。逆にそこに落ち着くことを危惧されている方がおられると思うんですね。  
問題点が早速色々出てきています。  
続きまして、ウの南海地震条例の流れ、続きまして全体のスケジュールにつきまして、それから県民からの意見を条例に反映させる仕組みにつきまして、かなり関連しますので、まとめて事務局に説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい、資料5を御覧ください。まず、南海地震条例づくりと検討会について御説明をさせていただきます。  
この資料については、検討会の委員の公募に関して、県民の方にお知らせするために作成をいたしました「県民とともに作る南海地震条例」というパンフレットから抜粋をしたものです。本日、お手元にも資料として配付させていた

だいております。

条例づくりの大きな流れとしては、中央部分に記述します検討会は、条例の骨子案や条例案を作成するために、考え、深め、まとめる場と位置付けております。検討会では、それぞれの委員の御経験などを活かして、南海地震に備えるために何が必要かを議論していただき、条例に盛り込むべき内容を整理していただくということになりますが、議論を深めていくためには、県民の方から多くの御意見をいただくことが必要です。このため、条例の骨子の案を作成する段階では、意見募集やワークショップ、シンポジウムなどを通じて、また、条例の骨子や条例案の段階では、パブリックコメントや意見交換会を通じて御意見をいただくことを考えています。詳しくは、後ほど「県民からの意見を条例に反映させる仕組みについて」の中で御説明をさせていただきます。

そして、県では、検討会からの質疑や作業の指示に対応して論点を整理しながら、応えていきます。つまり、矢印で示しますように、検討会を条例づくりの中心に位置付け、県民の方からの御意見を検討する、そして県では検討会からの指示により論点を整理する、こうしたことを繰り返しながら、最終的に条例案を作成していくというふうなイメージを持っています。

条例は、議会の議決を得なければなりません、条例が制定されるまでの期間としては、地震条例を制定している先進の自治体では、概ね2年間程度の期間を要したと聞いておりますので、本県の南海地震条例でも2年が一つの目安になるのではないかと考えております。ただ、検討会で検討を進めていくなかで、議論を深める時間が足りないということになれば、2年間を超えることもあるのではないかと考えています。

次に、スケジュールについて、御説明をさせていただきます。資料ナンバー6を御覧ください。

スケジュールにつきましては、条例制定までの期間を2年間と想定して、平成18年度のスケジュールをたたき台としてお示しをさせていただいたものです。

平成18年度は、検討会を8回開催することを考えております。第2回から第5回までは、南海地震に備えるために何が必要かをテーマごとに深めていきます。また7月から9月にかけてワークショップの開催を予定しておりますので、ワークショップなどでの県民の方からの意見を踏まえて、第6回、第7回の検討会では、条例の骨子案を作成していただくと考えております。そして、11月26日には、シンポジウムを開催し、その後、さらに県民の方から御意見をいただいて、翌年1月頃には、骨子案をまとめて、パブリックコメントの募集を行うことを考えております。

引き続きまして、議事の工、県民からの意見を条例に反映させる仕組みについて、御説明をさせていただきます。資料7をお開きください。

県民の方から御意見を求める場としては、三つの段階で行うことを考えております。まず、第1段階は、4月から12月にかけて、条例の骨子を作成するための意見募集を行います。7月から9月にかけて行うワークショップでは、県内10箇所で、合計400人程度の方に集まっていただき、様々な御意見をい



ただくことを考えています。なお、その運営は、指名型のプロポーザル方式によって、最も優れた提案をいただいた高知NPOに委託することを決定しております。運営方法につきましては、資料8としてまとめておりますので、後ほど高知NPOの方から御説明させていただきます。

11月に開催するシンポジウムは、会場の手配をする都合上、11月26日の日曜日に県民文化ホールのオレンジホールを予約しております。シンポジウムは、ワークショップなどで県民の方からいただいた御意見や検討会で作成した条例の骨子案などを示すことにより、県民の皆様方に条例の議論を更に深めていただくために開催するものですので、検討会の委員の方にもパネラーとして参加していただき、会場と意見交換してはどうかと考えております。具体的な企画につきましては、今後、御協議させていただきたいと考えています。

それ以外は、既に4月から郵送、ファクシミリ、Eメールでの意見を受け付けておりますし、検討会での検討が一定進んだ8月頃からは、事務局の方で、団体などから意見聴取を行いたいと考えております。

第2段階では、条例の骨子案に対して意見を募集します。時期は平成19年前半を、募集の方法はホームページ、広報でのパブリックコメントや県民の方との意見交換会を考えています。

第3段階では、条例案に対します意見を募集します。時期は、平成19年後半を、募集の方法は、ホームページ、広報、パブリックコメントを考えています。

なお、県民の皆様から御意見をいただくためには、条例づくりの進捗状況をお知らせしていくことが大切ですので、県の危機管理課のホームページ上で、検討会の検討経過や骨子案・条例案の公開、あるいはパブリックコメント、イベントの開催周知等を行うとともに、県議会へも、条例づくりの進捗状況について適宜報告させていただきます。

続きまして、ワークショップの実施を委託します。高知NPOから、ワークショップの内容について御説明させていただきます。資料ナンバー8を御覧ください。

高知NPO 坂本専務 みなさん、こんにちは。県内の意見を集める受託をいたしました特定非営利活動法人高知NPOで専務理事をしております坂本と申します。よろしく願いいたします。

県民の各層、職業あるいは年齢・性別の偏りなく、場所もたくさんあるかと思いますが、県内をだいたい10のエリアに分けて400人程度から意見を聞くというのが今回のテーマでございます。先週の火曜日5月16日にプレゼンテーションをいたしました。それで御指名をいただいたということで、今急遽、色々な詳細を詰めている状況でございます。今日はだいたいの私どものプレゼンをさせていただいた時の考え方を説明させていただきます。

まず、どういうふうな形でやるかというのは、先ほど申し上げましたように、下にエリアの案というのを書いてございますけれども、県内をおおむね10個ぐらいの区分に分けて、原則としては時間的に近いことも必要ですし、地勢的

にもある程度似ているところがいいのかなあということを考えながら、そこにお示ししているような10くらいのブロックを今考えてございます。我々の活動ももうNPOを設立して7年目に入りますので、それぞれのブロックにはそれ以前の町作りの仲間とか、行政関係の方々とか、各地域にいますので、そのネットワークを利用させていただきながら、あるいは行政のお力も一部いただきながら、ワークショップを開催していこうと考えております。また、県民市民を集めたところで400人ですから、こういうこと自体をやはり広くあまねくいろいろ知っていただくためには、マスコミの方々の広報というのも一定必要となります。そういうことも平行しながらやっていきたいと考えております。次のページをお開きいただきまして、ワークショップをどういうふうな進め方にするかというのは、県民市民の素朴な意見を、あるいは疑念を抽出することが一番大事なのではないのかなと。この検討会の中で条例にどう織りこんで行くのか、あるいはどういう施策として担保してやるのかということが確認できればいいのではと私どもは考えました。そういう意味で、当日は、今日岡村先生もいらっしゃいますし、先日の沿岸技術研究センターも含めて、いろんな所の公開している、いただけるような資料を会場に置きながらですね私どもとしては、各会場で8～10人くらいで1グループを作ろうと。本当はもう少し少人数がいいと思いますが、なかなか逆に40人くらいをいっぺんにやるとなると、またそちらのパワーも考えないといけませんので、だいたいこれくらいでやろうというふうに考えています。それでワークショップの進め方としては当然今日のワークショップの目的ということをお説明申し上げることと、それから岡村先生からの受け売りも含めて、地震についての色々な概況のようなものを私どもの立場から御説明申し上げるというふうなことを考えております。当然プロジェクターなんかを使って、分かりやすくもう一回地震のことを、注意を喚起していただくといえますか、分かっていることも多いと思いますが、そういうレベルでの説明をしたいと思っています。

その次に、各グループでのワークショップなのですが、これは各テーブルにファシリテーターが付いてきちっと誘導していくというのはたぶん現実的ではありませんので、むしろ私どもから準備してる色々な想定される災害、それは原因系の災害もありましょうし結果系の災害もあろうかと思えますけど、様々な災害のモードをある程度こちらでリストアップしておきまして、その中からKJカード的なもので各グループで三つほどピックアップしてもらって、それについての議論を深めてもらおうというやり方を考えております。例えば、中山間ですと中山間なりの災害モードについての議論が深まるでしょうし、当然のことながら海辺だと津波のことだとか、孤立老人をどう救うのかという類の話になるかと思うんですが、そういう3つくらいのテーマについて、各グループに検討してもらおうと思っています。そこで考えることは、みなさんに考えてもらうのは、それがどのくらい重要なのか、重要な問題なのかということをお少し考えもらおうと考えています。それは命に直結することであれば非常に大事なことだし、例えば御飯がないとか灯が消えるということだったら、三日く

ら이었다ら我慢できるので、それほど致命的な問題ではない。ということも意識してもらいながら、ことの重要性というのも考えながら、そのための対策まで考えていただこうと思っています。必ずしも条例の中にどう織り込むべきかなんてというのは、集まっていたいただいた皆様がそこまで問題意識を持っているかは別問題ですので、議論を深めて、問題を提起して、こんなことにせないかねえと、行政はこれをしよう、わしらはこれをしよう、そこまで行けば御の字だろうと思っています。そういうことを各グループごとに簡単な発表をしてもらいながらおさらいをして、それを続けていきたいというふうに考えています。各テーブルにファシリテーターがちゃんとしてという理想的なことは私どもの能力の中ではなかなか難しいことなので、私を含めてファシリテーターが各テーブルを回りながら、補佐的に各テーブルに担当をつけてやっていくというスタイルで県下を回っていきたいと思っています。

簡単ですけれども以上でございます。

事務局 　　ただいま高知NPOからワークショップの実施案につきまして御説明させていただきましたが、ワークショップの開催については、10回以上開催し、そして合計400人以上の方に参加していただくことを県で予め仕様としてお示しをし、提案をいただいたものです。

開催の場所やワークショップの進め方については、これから打ち合わせをしながら、6月中旬頃には詳細を決定していきたい、というふうに考えておりますので、この場で委員の皆さんの御意見をいただければと考えています。よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

岡村会長 　　はい、今のスケジュール等を御説明いただきました。NPOのほうからはグルーピングと具体的にNPOとして何を考えておられるかと言うことを御説明いただきました。今の御説明に何かございましたら。盛り込むべきテーマに議題が移りますけど、その前に何か今までのところで御質問等ありましたら、いただきたいと思います。

はい、土居さん。

土居委員 　　ワークショップのこの議題については、そちらの方で考えてやっていただくということなんですか。それとも検討会の方で持っている問題を引き上げていただいて、そちらの方でそれを地域で検討していただくという考え方なんですか。ということは、検討会がこんな意識を取り上げてほしいそれに対して住民がどんなに思っているのか、どんなふうなアクションを起こしてくれるのかということを我々期待するんですけど、その内容をこちらから出したものをそちらの方で検討していただけるのか、それともそちらの方でやられるのか、そこをちょっと教えてほしいんですが。

坂本専務 これは私どもお答えする分野ではないのかも知れないですので、危機管理課長にお渡ししたらいいですかね。

事務局 ワークショップについて、検討会であらかじめテーマを決めてという手法もあるかと思うんですね。ただ、もともとのスタートした時はそういった条件を与えずに、ワークショップの中で地震に対してのいろんな気持ち、いろんな想いをじゃんじゃん集めてこよう、今私が最初説明しましたように、そういったことを一生懸命やっていますけれども、まだまだということは、確かに委員の仰るとおり、私どもも同じなんです。それを広げるためには、今度400人規模でワークショップが広がっていくことは、それも一つ的手段としてどんどん広がっていきますよね。そうした中で、いろんな想いをまとめたものが今こういうふう意識されて、みなさん考えてますよということをここに持ってきて、それを対策として条例にはどんな形で盛り込むべきかなということを、私ども、これを思っております。

ですからあらかじめ行政側が決めて、それについて議論していただくということは考えてございません。

坂本専務 すみません、NPOからも。どういう位置付けで私どもが意見を集めるかということですけど、総論からスタートしたら、たぶん出口がないだろうと、今までの色々な経験で私ども分かっておりますので、やっぱりそれだけ間口が広すぎてはいかんだろうと。かといって縛ると地域独特の問題を我々が把握できない部分があると。品揃えは何十かの品揃えをした中で、集まったそのテーブルの方々、同じ地域でも山の方は山のテーブルにしようと思っています。海の方は海のテーブルについてもらおうと思っています。そこで、どの問題について今日は話そうね、といった場合、そんなに大きな狂いはないだろうと。同じようなテーマに対して、深い討論をしてくれるだろうという期待の中で、やろうと思っています。ですから、出てきたいろんな意見を検討委員会の皆様方が条例の中にどう反映していけばいいのかなという観点で私どもは基本的に考えてございます。以上です。

土居委員 集めるのは一般の方ですよ。その方に対するモチベーションをあげるための前提、事前の話とかいうことはされていくんですか。ただ40名集まりました。はいどうぞという形の中で、南海地震対策に対してのワークショップをします、という形でいくのか。

坂本専務 お手元の資料、ワークショップの進め方の のところがございます。南海地震の概要説明というところで、当然先ほど申し上げたように岡村先生や、御専門の方々資料をお借りすることになるかと思いますが、一般的な知識としてその段階でおさらいをして、どんなことが想定されるのかということについて注意を喚起する20分くらいのプレゼンテーションを考えています。

藤原委員　今回もうちょっと大枠の話だと思いますので、確認なんです。説明を聞かせてもらう中で、上下は当然ないんですけども、ちょっとこう流れてくるのを、上から下という感じ、といたらおかしいかも分からないんですが。こう設定しました、これで参加してくださいね、確かにこれも一つ広報的なもの。今回意見を反映させるということは、おのずとこういう条例をつくっているんだということを知っていただく場になると思いますから、当然大事なことなんです。たとえばもっとフットワークを軽くしたらおかしいですが、ここに設定しましたので来てください、というだけよりも、市民レベル、地区レベルの中である程度の制限・枠はありましようけども、融通のきいたもの、こういう団体が地域でこういう集まりがある、そういうところへもワークショップに来てもらえるという形も必要かと思います。

これが一つと、県民の意見を当然入れていくんですが、どうも大人以上のようなところしか見えないところがあります。というのはこれからを担っていく子ども達と言いながら、今の高校生や中学生、場合によっては小学生でも学びもしていますよね。そういうところは幼いといえば幼い部分の意見もございましょうけども、子ども達も間違いなく、その条例の中に生活していくわけですから、この一番興味も持ちやすい、総合学習でも近年、学校の中で子ども達も意識を持ってきている所も多いです。そういったものをもっと活かす方法はないだろうか。それが将来的にも繋がっていくし、見直しという段になっても、その時は学生であった、子どもであった方々が大人になって、その時の状況に合わせたものに変えていこうという大きなエネルギーになる。ですからもっと何からの形で子ども達、これは小中高、その方も入れていってほしい。逆に言えば、自分も小中のPTAも長くやっており、今日は県P連の方も来ていらっしゃるんですが、子どもを巻き込むことが大人を巻き込み、そしておじいちゃん・おばあちゃんまで巻き込む、そういう世代間のつながりもおのずとできますので、そこにこの条例づくりというものを絡めていく必要があるんじゃないかと。そうすることが、広く知っていただくことにも繋がる。そういう視点でこの条例に反映させる仕組みを考えていただきたいという思いです。

武市委員　すいません、さきほどNPOの方が言われてたワークショップのあり方に素朴な疑問があったんですけど、さきほど土居委員も言われたようにファシリテーターの力量によって、ワークショップでのモチベーションの上がり方もすごく変わると思うんですが、そのファシリテーターはNPOの方がされるんでしょうか。

坂本専務　結論からすると、そういうことですけども。プレゼンの時も同じ質問がありましてね、専門家いますかっていう意地悪な質問がありまして、居ません、っってお答えしました。ファシリテーターが重要なのは私も十分承知していて、県内でファシリテーターができるのは数えるほどしかいないのも私も承知してい

ます。私なんかファシリテーターの足もとくらいじゃないかなと思っていますけれども。やはりできるだけ最初の20分にモチベーションがあがるようなプレゼンをいかにするかということと、私と私の仲間がテーブルを常に回りながら、本来であればチェアマンやプレゼンターになれる人を捜せばいいんですが、たぶんそれを当てにしているのワークショップは出来ませんので、そういう形でやっていかないといけないだろうと。もうひとつは、成功させるにはどうすればいいのか、という、これもプレゼンの時に申し上げましたけど、社会調査とか市場調査しているわけではないので、誰でも無作為抽出で集めてくればいいってもんじゃございませんので、ある地域のそういう方々で深い議論をしてもらおうほうがもっといい、問題意識を持っていない人をいくら集めてきてもしょうがないわけなので、問題意識を持っている人たちの中から議論をもらうということになればですね、ファシリテーターのレベルがエクセレントでなくても議論は深められることができる。私どもはそういう観点で、みんな地震は怖いよね、メカニズムは聞いた以上のことはわからんよね、わからんけど考えることはできるよねというのでワークショップができたらいいかかなと考えています。

もう一点ありました、子ども達に関しては、少し私どもが思っているのは、NPOで別に子どもへの活動もやっていますけれども、チャンネルが違うのかなという気はしています。ですから今回のワークショップではなくて、別のチャンネルで意見を吸い上げる、たとえば市教委や県教委とかですね、そういうチャンネルから吸い上げるというアクションは取れるんじゃないかなというふうに考えています。

藤原委員 子どもに関しては、ワークショップということではなくて。

坂本専務 はい、すみません。

岡村会長 次の議論にも関わってくるんですが、条例に盛り込むテーマが本当に多岐に渡っています。私たちはまるっきり0から条例を作るわけではなくて、すでに6の都県で条例が制定されています。それらのいいところは積極的に学びますし、津波の規定がない県もあるし、地震といっても海溝型と直下型と両方検討しないといけない県もあります。幸い高知県については、地震とそれに随伴する災害、それに津波というものが連動してすぐ来てしまう、ということですので、参考に来る点というのは違うんですけど、そこらへんについて、これは実質次の会からの検討内容ですが、条例に何を盛り込むか、御意見いろいろ出てるんですけども、それを含めて検討課題になるんですが、その中でどのような順序で進めていくのかということにある程度合意に至りませんと。さまざまな問題点がございまして、收拾がつかなくなるおそれがございまして。ですからどういう考え方でという案をお示して、2回目以降進めていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。もしよければ事務局の方からたたき

台について御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 次回の検討会から、南海地震に備えるために何が必要かを議論し、条例に盛り込むべき内容について、整理していただくことになろうかと思いますが、そのためには、今後の進め方について、どのような手法や手順で進めていくかを決める必要がある、ということで、たたき台を作成させていただきましたので、事務局から御説明させていただきます。

まず始めに、他の自治体で制定されてます地震条例に関しまして簡単に御説明をさせていただきます。資料ナンバー9を御覧ください。

地震条例については、静岡県、東京都、埼玉県、三重県、愛知県、岐阜県の1都5県で制定されております。

どの自治体も、過去に幾度となく、地震によって大きな被害を受けたところで、近い将来、首都直下地震や東海地震、東南海地震、南海地震などの危険にさらされていることから、地震発生に備えた対策を進めております。

この一覧は、各地震条例で、どのような内容が定められているかを大きく把握していただくために、作成したのですが、条例を大きく分けると、総則関係、予防対策、応急・復旧対策、復興対策に整理をされます。

総則関係では、条例の目的や基本的語句に関する定義、基本理念、各主体の責務などが規定されております。

それぞれの条例を見ますと、違いがございます。

例えば、静岡県では、建物の倒壊ゼロを目指して地震対策に取り組んでいますので、予防対策の中で、建築物や重要施設、文化財、落下対象物、ブロック塀、自動販売機などの安全性の確保が規定をされていますし、条例の中身を細かく見てみますと、県の立ち入り調査や所有者への指導・助言などが規定されているところですよ。

また、東京都では、昭和46年に制定されました震災予防条例を見直す形といった形で、平成12年に震災対策条例が制定されております。この見直しによって、新たに復興対策が盛り込まれ、細かく規定をされています。

また、埼玉県では、震災予防のまちづくり条例という名称のとおり、予防対策を中心に条例に規定をされています。

愛知県と岐阜県については、同じような条例の内容となっており、宣言的な内容が多いように見受けられます。

また、三重県では、唯一、津波対策が条例の中に、盛り込まれております。

地震条例については、地震からの被害を軽減するために、様々な主体で取り組むべきことが規定されておりますが、各自治体では、想定される被害の状況や、自治体の地震対策の進捗状況、住民の備えの状況などに違いがございますので、先程、御説明させていただきましたように、条例に盛り込むテーマや解決手法等に違いがあります。

続きまして資料10をお開きください。

先程、6つの都県で条例を作成している概要を説明させていただきましたが、

地震条例に盛り込む内容につきましては、予防、応急、復旧、復興まで多岐にわたっております。

地震条例に盛り込む内容を検討していく手法としましては、県、県民、自主防災組織、事業者などといった、備えを行う主体ごとに検討していくといった方法もございますが、災害発生前の予防対策、災害発生後の応急・復旧、復興対策といった、時間軸で検討し、併せて、それを行う主体は誰なのか、どういう解決方法があるのかといったことについて整理をしていってはどうかと考えています。

現実の時間経過では、予防、そして地震の発生、応急、復旧、復興という順番になりますが、検討する順番としましては、まず、地震が発生した時に、応急・復旧対策として、何が必要かを検討したうえで、それが起こらないために、予防対策として何をすべきかを検討し、最後に、復興を検討した方がスムーズに行くのではないかと考えています。

それぞれの検討場面での検討回数について資料の方に記載しておりますが、第8回の検討会で、骨子をまとめるというスケジュールをもとに落とし込んだものですので、議論の進捗によっては、検討回数が変わってくるのではないかと考えております。

このたたき台は、あくまでも、事務局のほうで議論のきっかけとして作成させていただいたというものですので、この検討会で、何から議論するかは、委員の皆様方それぞれ御意見をお持ちのこととしますので、議論の手法や順序について御検討いただけたらと思っております。

ただ、地震の条例の検討ですので、地震とはどういうものなのか、地震災害とはどういうものか、また、災害救助はどうであったのか、など、委員の皆様、様々な経験や見識をお持ちのこととしますので、そうしたことを出し合って、災害事象やイメージを共有することから始めることによって、議論も入りやすいのではないかと考えています。

このため、岡村委員には、「過去の地震災害に関して」のお話しをお願いをしております。

その後、委員の皆様から様々な経験談などをお話しいただき、議論に入っていたいただければと考えております。

事務局の説明は以上です。

岡村会長 はい、ありがとうございました。今の、今後の日程、地震条例の内容について簡単に説明いただいたんですけど、ひとつは災害事象というものがどんなものになるのか、考えただけでも地震の揺れに伴って山が崩れたり家屋が倒壊したりということがございますし、あるいは高知の特殊な例として、地盤が沈降してしまうということで、現在も海に近いところあるいは満潮には海面下になっているところがあるんですが、そういったとこの地盤沈降の問題、それから津波がやってくる問題ですね、それからさらに余震ということまで含めて、これは復旧復興段階に大変な障害になってくるんですが、人の心の問題もござい



ます。あわせて余震の与える影響というものもございます。3年くらい続くと  
言われているんですが、そういう問題。

多岐にわたりますので、少し私の方から、たたき台のたたき台として、20  
分ほどお話をさせていただければと思います。ここにお集まりのそれぞれの専  
門家の方がいらっしゃいますので、今後の日程の中にも、ぜひこういう皆様のお  
考えを御説明いただく時間をもうけていただければと思っています。その点  
は事務局の方よろしくお願いたします。

それではちょっと小休止をいただきまして。

再開

岡村会長からの説明

震源は、割れ始めるのは点だが、地震は断層面で起こるので、断層面は非常に広範。南  
海地震ではその長い断層面が100秒かけて割れ広がっていく。断層活動＝地震である。  
南海地震の特徴は、非常に断層面が大きいこと。福岡は垂直の断層。南海地震はほぼ水  
平に近い断層面で非常に広い断層面を持っている。問題は、断層面の真上に高知県の南  
半分、人口の集中している沿岸地域がある。

非常に一定スピードでフィリピン海プレートが沈み込んでいく。年間6cmずつ沈降して  
いる。100年間ひずみをため込んで南海地震が起こる。世界で最も繰り返し間隔が正  
確である地震が南海地震。古文書では3回分しか分かっていない。

東南海地震と南海地震は連動するおそれがある。ここ10年間この南海地震の領域を取  
り巻くように三つの直下型地震が起こった。ちょうど5年間隔で起きている。順調に歴  
史をたどりながら来ると、今後10年間にあと四つか六つか起きるだろう。その最後あ  
たりに起きるのが南海地震のパターン。

また、揺れが長いのが南海地震の特徴。神戸大学の地震計によると、神戸は13秒間し  
か揺れていない。昭和南海地震では100秒間の非常に強い揺れ。これは、断層面を割  
れが進行するとき、一秒間に4キロ割れていく。神戸の断層は60kmなので、理論上  
も15秒で合っている。南海地震の場合は400キロも断層が走るので100秒。これ  
はほぼ確実。次の南海地震で九州側に割れが広がれば、最大120秒。

揺れを感じたときに南海地震であることを感じなければ、その後の行動が非常に規制さ  
れてしまい、逃げ遅れるということになる。避難情報は待つのでは無く、自分で判断し  
て逃げる必要がある。

揺れは、震源地の近くが大きい。距離が離れると、距離減衰が起こり揺れが小さくなる。  
もう一つは、地盤が弱いと揺れが大きくなる。下に柔らかいものがある場合は、卓越周  
期というが、小さな揺れが重なってしまい、一つの大きな揺れになってしまう。

軟弱地盤にあれば、部分的に非常に揺れが増幅される。

家屋の倒壊に関しては、震度6弱と6強で被害が大きく分かれる。

大潮の満潮では、2メートルも海水面が違うので、潮位でも被害の程度が大きく違っ  
てくる。県のシミュレーションでは最悪のケースを想定している。

南海地震は世界でもっとも規則的な地震で、だいたい100年周期で来ている。短い時  
は92年、長い時は147年できている。平均すると100年だが、必ず100年で来  
るわけではない。特に昭和の南海地震は歴代の南海地震でもっとも小さかった。そのた

め、次回の地震は100年を待たずに来ると考えられている。発生予測を10年以内に詰めるのは、現在の学問レベルでは不可能。

南海地震の発生に、備えが遅れてはいけないので、早め早めに照準を合わせたい。そうすると、あと20年以内には地震が発生して終わっている可能性も考えておかなければならない。

文部科学省の方に来るクレームの中に、発生確率についてよく分からないというものがあった。30年以内に発生確率40%や50%と言われても、ピンとこないということ。そこで、文部科学省は、損害保険協会に、どれだけの危険度を見込んで保険料を出しているのかのデータを出してもらった。例えば、今後30年で交通事故に会う確率は24%、癌で死亡する確率は6.8%、心疾患3.4%、交通事故で死ぬ確率は0.2%、航空機事故で死ぬ確率が0.02%。我々はそのに対しては保険料を払い備えをしているが、地震での被害確率はこれらより高いのに、備えをしていないのはどういうことか。

地震から4年後の測量によると、国道と国道沿いはまだ70cm落ちたままだった。これを逆算すると昭和南海地震直後は115cmくらい沈下していた。こういう沈降は、南海地震のたびに起きている。宝永地震で120cm、安政地震で2m沈降している。津波+沈降 高知市を中心とする地帯が一番影響を受ける。大きな地震ではより沈降するという規則性があるらしい。過去30年間、毎年6ミリずつ隆起している。が戻りきる前にまた地震で沈降してしまう。

南海地震翌日の沈降の様子(五台山からの写真)、長い間洪水の写真と言われてきたが、実は沈降によるもので、奥は薮野まで沈降している。これはあくまでも一番小さな沈降量で、今はここに15万人くらいが新たに住んでいる。沈降した部分は、船で救助活動をする必要があり、はりまや橋から南の部分は救助活動が非常に難しい。

室戸の半島部と足摺岬側は、南海地震で逆に隆起する。

液化現象で、盛り上がった道路が左右に広がろうとして、道路と平行に割れる。その結果、道路が使えなくなる。薄いアスファルトが道路に乗っかっているが、抵抗力は無い。

山間部では山が崩れる。雨の多いシーズンだと、新潟のようにあちらこちらで山崩れが起きる。次の南海地震では、面的に土が落ちてくる。県の想定では、津波の次に被害をもたらす。高知市を中心に1,200人の被害者が見込まれている。大雨の際は、谷筋が崩れるが、地震の場合は、尾根筋が大量に壊れる。岩盤崩壊という。土砂が河川を閉じてしまう。山津波は日本の震災では大変怖いものとされてきた。過去4回の南海地震は雨の少ない冬に来た。高知県民にとって、雨の多い時の地震は、非常に怖い。

相当数の家が被害に遭う。造成地では盛り土部分が崩れ、盛り土と切り土の境に建っていた家がまっぴたつになってしまう。どうやって住民に伝えるかが課題。

津波は波ではない。海がそのまま高くなってくる。断層面が海底を盛り上げるための水あまりの現象が津波。1960年に起きたチリ地震の際、須崎に到来した津波はわずか2メートルだった。次の地震は6メートルから8メートル。スマトラ沖地震で津波の動く映像が大量に撮れていた。

努力目標だが、津波に関して言えば、13年前の北海道南西沖地震の津波での教訓を活

かしたい。2,000人のうち、1,800人は高台にわずか5分間で逃げた。これであれば、その後の復興も非常に早い。これを凌ぐ救命率を發揮するにはどうすればいいのか。

災害を学んでいくことによって想定外を無くすことが、被害を小さくする。

青木委員 最初にあいさつさせていただいたように、素人で何ですが、岡村さんにちょっと質問します。いま最後に出されていた北海道の例だとか東北の例だとか紹介がありました。一都五県の条例の中に南海・東南海のほうメインですが、それは津波・地震の形態が違うとか、発生の頻度が違うからなのかということでしょうか。要するに南海地震条例というのが対象にしていることの特徴をどうつかむか、日本全体の中で、防災界ではいかがでしょうか。

もうひとつは高知の場合は災害といったときは津波で水浸しになるという問題もあるが、台風災害だとかその他の災害と津波と違うことは一応理解しているつもりだが、そういう教訓が、今回の条例を作る際にはどういう違いがあるのかというあたりを教えてください。活かせるところをおさらいさせていただく機会があるとありがたい。で災害といったときの津波災害をメインにされているということは、説明受けだし、自分の中でも理解したつもりですけど、いわゆる高知が自然災害についていろんな体験してくる中で、それと今回の条例の中に盛り込むべきことですから、他のこれまでやってきた体験の資源というものもあるでしょうし、住民の中に、体験の中でいろんな形で蓄積してきたものと、どこで違うか区分けをしながら考えていく必要があるかなと思って、次回あたりから頭の中を少しずつ整理していくための質問をさせていただきました。

これは岡村さんじゃなくて、事務局がどう考えているか絡むと思うし、他の委員の方でも、私はそういう素朴な疑問のところから入っていいかと思っています。

岡村会長 はい、意見をいただきましたけど他にありませんでしょうか。はい多賀谷先生。

多賀谷委員 まず、今日の御説明で、事務局からの説明で、資料10の話なんですけど、災害事象の共有ということのを第1回に置かれて応急復旧、ここを第2回に、そのための予防としてどうするかを3回4回、最後を復興その他ということで5回においている。

時系列的に見ますと、左から右に行くべきことなんですけど、物事を考えるときに、時系列的に考えることが分かりやすいこともあるんですね。しかしこの場合、われわれが直接的によく理解できなのが、実際の災害でどんなことが起こるのか、また新聞その他でいわれているように地震があって災害があって、そのあとで避難場所でどんな生活になるのか、どんなことが起こるのか、いうふうなことで耳や目にしますので、そういう意味で今の順番、災害事象の共有と

応急復旧を最初におかれたのは、私は非常にわかりやすいという意味でいいのでは。

そのためにどうあるべきかということを予防の段階で考えると、手順として非常によろしいのではと私は思いました。

それから、この問題、多分ここにおられる方も、いろんな知識のレベルがあると思うんですね。岡村先生のように非常によく御存知の方がおられるし、いろんな方がおられる。

その中で話を一つにまとめていかなければいかんということがある。しかも2年間という期限がある。のんびりしたことはまずあまり許されないだろうと。となると、われわれもある程度勉強せざるを得ないと。私は特に工学系でよく分からないんですが、あとでそういう意味で青木先生にお聞きしたいことが、いずれにしても、議論の中身をどこまで掘り下げるのか、ということと、議論でとりあげるべき項目をどうするかという、このところが最初のスタートの段階でみっちり議論しておかないと、話が常に発散するんじゃないかなという気がするんです。それを考えますと、スケジュールたたき台のところで次回6月に第2回検討会で、テーマの枠の取りまとめ、その次にすぐ「テーマごとに深める」となっていますが、これは無理でないかと。むしろテーマ枠の取りまとめに時間をとるべきではないかという気がどうしてもするんです。このところで、内容をどこまで議論するかということで、内容によって、事象によって議論すべきことや議論する深さというのは、いろいろあり、でこぼこもあると思います。そうはいつでもある程度の深さというのを、例えば東京都なみに非常に細かいことまでやってしまうのか、そこまでやるのは割に時間的に無理があるし、あまり最初から「たが」をはめてしまうと難しい面も出てくる、アレルギーが起こるんじゃないかという気もします。つまり要は僕が言いたいのは、何を取り上げるべきかと、どこまで議論するべきかと、どの程度の条例を作るのかということ、はじめ、あらかじめ少しは議論しておかないといかんと。これを徹底的にすると、これまた時間が足りなくなるし、内容が分からないままでその議論をするというのは非常に無理がありますので差し支えがありますが、とりあえずそういう議論というのが最初にいるんじゃないかなと。

それから先ほど質問という意味で言いましたけど、条例というものがどういうものかですね。私も法律家でないのでさっぱりわかりませんが、おそらく憲法あって、基本法があって、それから個別法があって、さらにこういう条例のようなものが、それぞれ地域の特徴に応じたものとして作られると。それにはある程度の強制力があるんだろうというふうな理解をしてるんですが、そのへんのところを、われわれが議論して作ったものがどれぐらいのことになるのか、そのへんをまず認識しておかないと、無理なことを言ってもまずいんじゃないかということがありますので、できればそのへんのところを青木先生に御説明いただければと思っています。

岡村会長 県民とともに作る南海地震条例というのは、パンフレット4ページ作っていただいて、今の説明を受けたんですけど、今の御意見に対して県のほうでは何か。全体の流れ、あるいはある程度議論集約していかないと、発散するのではないかと、これはありとあらゆるところで収拾つかなくなるんじゃないかという危険というのは常にはらんでおりまして。もう一度繰り返すことになるかもしれないけれども。

事務局 確かに御指摘のとおり。ですから、資料10のたたき台はとにかく、今日は第1回ですから、さまざまな約束事を私どもから説明するのが主になってございますが、今日第1回目は「災害事象の共有」これだけはまず間違いないだろうと。

あとの議論は、先ほど順番はこれでいいという御意見もいただきましたけれども、応急復旧のほうはこれだけやるべきだ、大きくこういうテーマで2回3回やっておいて、予防のほうを5回目にいこうか、ということも含めて、提案をいただいたらありがたいと思っています。あくまでこうしたことを議論するのにこういう順番、この回数でいかがですかということで提出させていただきましたので、検討会のほうで少しこれをもんでいただくと非常にありがたいと思っています。

岡村会長 資料10については、これは大枠であって、議論の進行の重要度に応じては、もっと予防のほうに2回でなくて3回にするとか。

事務局 それは結構でございます。ただ、スケジュールの中で御説明させていただいたように、県民の方にこういう途中段階をお知らせする、例えばシンポジウムに、やはり会場を押さえる必要がございますので、それは先ほどお伝えしたように11月に設定してございますので、その時には、その骨子のような形で、出して、検討会の委員の方にパネラーとして出ていただいて、という大枠は作らせていただきました。どこを何回やってということに関しましては、検討会のほうで御議論いただければと考えています。

久松委員 地震の対象ははっきりしているわけですから、先ほど岡村会長が言われまして、たいてい起きる、雨量の多い時期に起きると大変だとか、そういった意味での前提条件ですよね、これくらいの地震を想定してわれわれは議論をしていると、その場合にいろんな予防する上で、例えば道路は崩壊するよと、ブロックは倒れるよとか、そういった地震のイメージですね、それから被害の、そういう前提条件をある程度、津波は8メートルから10メートルは来るという前提で、雨量の多い時期で起きるとかそういったある程度イメージを、こんな地震を最悪の場合想定して対策を進めると、イメージをクリアにさせていただくと、対策を考えやすいですが。

岡村会長 そのとおりですが、すべてに雨が降ったとき高知がどう崩れるかということは今のところできていないですし、現実的にやろうとすると、シミュレーションに大変な費用がかかる話です。県としても多分そこまではできていない。今のところは地震の揺れ、津波、それはもう各県市町村とも協力して。

順番として県のほうでやられていることを紹介していただきながら進めるということではいかがでしょうか。正に次回何を共有していくんだということだと思いますので。

共有する部分は、県の調査等にかなりありますので、それをたたき台にするということが基本だと思います。

久松委員 それをまず示していただいて、議論がこういうことを想定して言われる人と、こういうことを想定して言われる人となると。

岡村会長 皆さんが一番議論が発散してまとまらなくなるんじゃないかということをお心配しておいでですので、その辺いかがですか。テーマごとということ。

事務局 岡村会長が言われたのは今県が地震の被害想定で津波の到達時間や浸水エリアが今どういう状況で災害パターンをどういうことを前提に考えて地震対策に取り組んでいるか、それをきちっと皆さんにお示しするということですか。

岡村会長 それが妥当かどうか。いかがでしょうか。我々の勉強会になってしまって、むしろ会までに勉強していただくと会が進むんじゃないかと。

多賀谷委員 今のお話ですけど、たとえば今まで県のほうでいろんなものすごい量の検討されているわけですね、それは一応ホームページにも載っておりますよね。そういうところである程度の情報はつかんで、われわれはそれをベースにしてやるということになるんだろうと思うんですが、その場合に、今の情報というのは、あくまでもある仮定が入っているんですね。というか、ものすごい仮定が入っているわけです、専門的に言えば。それをまるまる信用していいかどうか、いわゆる情報リテラシーという部分、要はマグニチュードが8.4になるのか、8.5になるのか8.3になるのかでエネルギーが倍半分になり違ってしまふ。それで本当に来るかどうかというのは分からない。だけど今のところは、この辺が一番信憑性が高いなあということで、県のほうでやっておられるわけですね。だからそれをベースにして議論を進める必要があるんじゃないかなと、私は思います。

そこまで議論を遡ってやると、これは正にきりがありませんね。また3年や5年かかる話じゃないかと私は思います。

割り切りでまずい面もあるんですが、今あるものをベースにして、それは色々検討された中で、もっともそれらしいというところでやっておられるわけですから、それで進まざるを得ないんじゃないかなという気が私はします。

なにしろ相手が自然なものですから、100%予想どおりにならないということですよ。計算法そのものも100%の回答ではないわけです。多少コンピュータ回すときに無理があるわけですよ。そんなことを理解したうえで議論しなきゃいかんということところに、また難しさがあるんですけどね。

上田委員 議論をどこまで深めるかということで、私もちょっと気にかかっていることが1つあるんです。条例でどんないい条例をつくっても、先ほど(土居)委員も仰られたようにそれが浸透して遵守されなければ意味がないという。それで私が思っていることは、人のその気質とか性格は人それぞれ違いますよね。いいことでもその人が価値評価として別の評価をすれば、それを守る行動には出ない、つまり気質でいえば、のんきな気質の人は、自分とこは大丈夫やとか、もっと先のことやとか思うて行動に出ないですよ。そういう人も含めて命を助けんといかんということですよ。

そこでですね、あなたはそういうのんきさこそが実は危険なんですよということを書いて、気づいてもらう必要があります心理学の言葉も借りなければならぬ。

どんどん深めていったら、そこまでいかんといかんのですが、そんなことも啓発の中で盛り込むとか。

本当に助けようと思ったらそこまでやらないといけないかも知れません。

それから、よく言われるでしょ、正常化の偏見とか言って、そういった誤った評価をしてしまうということもありますので、その辺はどうでしょうね。

土居委員 赤十字でアンケートをずーっととって、県のほうにも渡していますけれども、続けている中で、訓練という項目があるんですけど、いまだ訓練に参加しない。で意識はあるということは事実なんですよ。この15・16・17の3年とりまして、新聞にも発表しました各20項目の中に、この意識の問題ですね。

人間の持っている一つの性(さが)というか、まずその大きな問題が四つある。ひとつは無関心、ひとつは利己心、ひとつは無知、または理解力不足、そしてもう1つは想像力の欠如という、こういう四つの心を人間は持っているですよ。その心からまず打開しなければ、いくら条例を作っても、やはりついてこないということが我々は分かっているんですね。

だからそのところをまず無関心、岡村先生がおしゃべりしたように、今晚いいテレビがあるよ、しかし関心ない人はチャンネル変えるよ、サッカーを見るよ、野球を見る、ということになる。南海地震が来るということは分かっている、死ぬる、倒れる、つぶれる、液状化で全部だめになる、ということは関心を持っている方はそれなりの対応をしているんですね。県そのものはそこに要は楔を打ち込もうとしているんですね。そのためには、まずこの四つの心を開かせなければならない。

そのためには、まずマスコミ、毎日県の広報の中で被災現場をとりあげて、目から訴える。地震の揺れでこうなって人が死んでいきます。今日の日津

によってこうやってこの映像を見てください、こういう形の中で皆さん死んでいきます、今日は火災で家が全部なくなっていく、というのは、毎週その映像を少なくとも一分でいい、流す機会を朝の県民ニュースとか、の部分で目から訴えていく。そうしたことをやらないと、この条例がいくら作っても、まずは罰則がないわけですから、どれだけの効果があるのかなと、さびしい思いがするんですよ。

というのは、私が高知県の法人に対する危機管理マニュアルも作ったんですよ。で、会社の社長さん、あなたは自分の社員の方を守れますか、と新聞にも出してみましたけれども、取りに来る会社はわずか50数社なんですね。それだけ関心がないんですよ。その中に帰宅難民がでますよ、会社で備蓄してくださいよ、ということも色々書いてある。だけど関心がない。関心がないものにどうやって訴えていくのか、やはり条例だけではだめで、毎日なにか、南海地震が県がそれだけ手を入れるのであれば、やはりマスコミ、映像でですね、現象を流す、そしてつぶされる、死んでいく部分を見せてやるのが、やはり両方生きていくんじゃないかなということを感じております。僕は中身は、ほかの6県の作っている部分で十分だと思うんですよ。手元に全部あります。津波の部分があま入っていませんね、他の県は。これに関しては、その部分は我々はそれなりの対応で津波に対する避難の問題、起こってくる避難所の問題、これに関してどうするのか、そういうものは作り上げなければならないのかなというのは思っていますけれども、県の事務局にそのあたりもやっていただけないかというふうなことで。

県のほうで住宅に対する耐震性のチェックに金を入れています。自主防災組織の立ち上げで各一団35万、プラス一帯3千円のお金が出る、これは皆さん御存知だと思いますけど、それに対する要求がどれくらいあるかということ、県はお金を出すといっているんですよ、だれでもわずか32.6%ですよ、言い続けて。実際広がっていかない。もうひとつ、個人の住宅改修に対しては金が出るんだけど、避難をする公民館に関しては一切金が出ないんですよ。そうした考えなければならない問題がいっぱいある、非常に深い部分はあります。どうしても経費的なことがありますので県のほうもどれだけの予算でこれをするのかという部分も教えていただければ。課長さんのほうから予算がどれくらいあるのか説明をしていただければ。

岡村委員　　こういう議論をしていくと、必ず実現に向けて何かしらの予算というお金が必要になるということが出てくるとは思うんですよ。確かに努力目標だけにしてはいけないという、実行性のあるものにとというのがこの条例の基本的な取組だと思います。

はい、どうぞ。

半田委員　　条例の限界もいろいろ確かにあると思うのですが、条例の効果もあるから作るんだと思います。よりどころとなる条例というふうに書かれていますが、今



まで条例のない段階において、こういったことが進みにくかったというような、県側が推進していくうえでお困りになっていたことなどがあり、条例ができることによって、こういったことがある程度できるようになるんじゃないかといったことを自分の頭の中に入れたいと思いますので。

ここに計画と条例の違いは書かれていますけれども、具体的によりどころの条例がないために困ったケースとかあれば教えていただきたい。

事務局

事務局から御説明をいたします。まず一点目の土居委員の予算の話ですが、今年の平成18年度の県の予算で、地震対策に使われている、ハード・ソフト含めまして、32億円ほど予算に計上されています。この中身は、たとえば道路の落橋防止の耐震対策だとか、あるいは海岸堤の補修だとか、学校の耐震化だとか、庁内各課の事業を総括しても32億円しかない。その中で私も危機管理課の予算はおよそ3億円でございます。その3億円の中で1億3000万円くらいが皆で使える統合補助金ということで、自主防災組織を立ち上げるに当たって、さまざまな資機材、あるいは講師の方々、いろんなことに補助するようにしておりますし、浸水区域については、たとえば津波の非常用階段があるだとか、いろんなハードにも1億3000万円の中で、全部市町村を通じてでございますけれども、予算で対応しています。金額が多いとか少ないというのは当然あると思いますし、私も、予算額より市町村からの御要望額のほうがまだ多いですので、引き続き地域が行う事業に対して少しでも御支援ができるように予算についてはがんばっていきたくて考えております。

それからもう1点、条例で県が何をどう困っているかということでございますけれども、条例を作るにあたって一つ議論したのは、今までの条例というのは、行政が関係各課を集めて、これはこうあるべきだと、行政側が非常に言葉は悪いがマニアックに作って行って、議会の議決を得て、さあできましたよ、という形でやっています。

この南海地震条例については、そういう従来の行政主導の手法ではなしに、一定、行政内部で議論が必要な部分は持ち帰って議論いたしますけれども、基本的に、ここにはこういう先見事例も含めて、こういうことをやるべきだと、検討会の大きな意向にしたがって、行政として必要な部分の資料を出していこうという考え方を持っています。こういう検討会で条例を作っていく試みも危機管理課自身としてはじめてです。だから今回の運営についても思考錯誤のところがございます。まして公募委員の方にお申し込みいただいてというのも初めてでございますし、たとえば行政側で素案をつくって、検討会にお出しして、そこで中身を叩いていただくといった従来型手法はあんまり考えていません。検討会の中で議論して、こういうところをたとえば活字にしてみなさいね、という御指示をいただければ私どもが作ってお出しする、そこで叩いていただく、議論していただく、欠けているところを御指示いただく、そういう手法で作り上げていくことができないかな、ということは考えています。

藤原委員 時間も過ぎてるんですけども、県民とともに作るということは、いろんな価値観とか、いろんな認識の方、意識の違いですね、各委員も言われてましたけど、いろんな意識のおられる県民の中で、一つのこの集約的な条例を作っていくこうとであれば、やはりイメージ、これは確かに大事なことだと思うんですよ。それぞれ県民の受け止め方、それぞれの知識で意見を言っても、これはもういろんなものが出てきて、それをどう集約するんだらうかということになってしまおうし、条例づくりのこの検討会の、専門的な方々のものをそのまま受け止めて、集約していくということだけに走ると、これもまた県民のものにならないだらうし、ある程度のイメージというのは仕方がないのかなと。検討する場でどこまで、ということを考えてときに、何かこの程度のもの、というのは必要なのかなと思います。

それから、ホームページにも載っていましたが、計画と条例の違いの部分で、ちょっと確認したいんですけど、最初から何々ありきではないと思うんですけど、県民に義務を課したり、権利を制限することもありうるのかなのかどうか、条例という一般的な形で構わんですけど、条例であれば、それが課せられるのか、また課したときに、当然それに対する責任というものとか、いろんな担保するものが出てくると思うんですが、条例を作っていくうえで、そういうものも含まれるものなのかだけ、ちょっとはっきり聞きたいなど。

事務局 専門の青木先生から御指導もいただかなければなりません、基本的には、いわゆる県で決めて、議会で議決を得て、ひとつの法としての扱いがございしますので、当然議論もございまして、罰則をどこまで盛り込むか、中身で決まっています。ただ、義務を課することも基本的に可能です。

土居委員 それぞれ出していただきまして、私たちは私たちなりに見て、聞いて、色々知っておりますので、それに対する意見を述べさせていただくという形のほうが一番いいんじゃないかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡村会長 今日御発言がなかった方も、次回にどうぞいろいろのレベルで御発言いただいて、お互い議論させていただいて。

そこまで来ましたので、一応今日はこの付近で1回切らせていただいて、次回を含めて御案内いただけますか。

事務局 時間も超過しておりますけれども、第2回の検討会につきましては、先ほどスケジュールの方でお示しましたように、6月を予定しています。そこで、最初の議題についてはどうなのかについては、会長副会長就任の時に少しお話しさせていただきまして、会長副会長と協議させていただいて、事務局としての何かを作っておりますね、次回皆様にお出しするということによろしゅうございますでしょうか。

で、6月に予定していますけれども、委員の皆様には、事務局から個別に日程調整などをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡村会長 事務局にお願いなんですけど、私もみなさん大変忙しい合間を縫って出席いただいておりますので、もしおかまひなければだいたいこの月のこの週のこのあたりで考えているんだという腹案がございましたら早めに出していただいた方が、開けておくということができますので、それがこの会に参加していただける最大限の委員を集める方法だと思うんですよね。できるだけそれを早めに伝えていただければというふうに思っております。

事務局 分かりました。それもありますので、今日資料6でお示しましたスケジュールでは6月とか、あるいは7月下旬というふうぐらいですが、もう少し詰まった形で。皆様の都合もごまじまじし。

岡村会長 もちろん県の方で色々予定もおありでしょうから、変更するというのはそれはそれでいいと思いますので。

事務局 分かりました。会長それは9月とか10月の日程も含めてでございましょう。

岡村会長 はい、もちろん。

事務局 第2回の日程調整の中でお伺いしながらもう少し絞っていきます。

岡村会長 どうぞみなさん11月26日条例のシンポジウムがございので、その日は今から日程に入れていただきますようお願いいたします。ワークショップに関しては、どこまで参加いただくのでしょうか。特に我々としては。

事務局 ワークショップ一応県内10カ所で予定しておりますので、高知市内でもありますし、郡部でもございますので、これから計画を立てていきます。県民の皆様からどんな意見が出ているかということもぜひ聞いていただければと考えておりますので、各委員さんの御都合がつく範囲で予定が決まりましたら会場に足を運んでいただければというふうに考えております。

岡村会長 ではその日程も決まり次第委員の方にお知らせいただくということですね。それでは1回目、だいぶ時間超過しましたがけれども、最初から議論が百出しておりますけれども、みなさん、とにかく少しでも災害の被害を減らすことが出来ればという思いをお持ちだと思いますので、次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。今日は長時間議論に参加していただいてありがとうございました。